

四時間耐久レース2019 ルールブック

この大会は、「四時間耐久レース2019ルールブック」に従って開催されます。チーム代表者、参加ドライバー、登録ピットクルーなど全ての参加者はこのルールブックをよく読み、ルールを遵守して参加してください。

第1章 総 則

- 第1条 大会名称 四時間耐久レース2019
- 第2条 内 容 レーシングカート(JAFカート車両第1種競技車両)による四時間耐久レース
- 第3条 主 催 者 ソニックパーク安心院(大分県宇佐市安心院町木裳985-1 電話:0978-44-0322 FAX:44-0367)
- 第4条 開催場所 主催者に同じ
- 第5条 大会役員 大会役員は、公式プログラムにて発表する。
- 第6条 開催日程 **2019年11月24日** 9:00~9:30 公式練習 10:00~16:00 決勝ヒート

第2章 参加申し込み

- 第7条 参加台数 先着30台
- 第8条 参加資格 中学生以上で2019年度有効なソニックパーク安心院コースライセンス、またはJAF、SLメンバーズカードの所有者で、耐久レースに参加するに十分な体力、知識、マナー、走行技術を有するもの。
※ダイレクトエンジンで参加する場合、ドライバーは単独で押しがけやカートの移動が出来ること。
- 第9条 ドライバー登録 各チーム4名までドライバーを登録することが出来る。
- 第10条 ピットクルー登録 各チーム2名までピットクルーを登録することが出来る。
ピットクルーは作業をする場合は必ずピットゼッケンを着用すること。登録されたピットクルーと参加ドライバー以外は作業(給油も含む)やサインボードの提示、ピットロードへの立ち入りをする事は出来ない。
- 第11条 受付期間 **2019年10月24(木)~11月17(日)** 受付時間 午前9時~午後5時
- 第12条 申込方法 参加申込書に必要事項を記入の上、期間内にファックス(0978-44-0367)送信すること。
申込受付期間より前もしくは期間を過ぎての申し込みは無効とする。
- 第13条 大会の成立 参加台数6台をもって成立とする。
- 第14条 エントリーフィー 1チーム 33,000円 ※スリックタイヤ1セットを含む
(スリックタイヤ1セット・消費税・バーベキュー代を含む)
ピットクルー登録料 1人 1,000円
- 第15条 参加受理 参加申込者に対して、大会事務局から参加受理または参加拒否が通知される。主催者は、理由を明らかにすることなく参加申込を拒否する権限を有する。参加を拒否された申込者には、手数料1,000円を差し引いてエントリーフィーが返還される。
※参加を受理された後に参加を取り消す申込者に対しては、キャンセル料(10,000円)が課されるものとする。

第3章 競技規定

第16条 タイムスケジュール

1. 受付・車検 レース前日 15:00～17:00 レース当日 7:30～8:30

※受付の際には、全ドライバーのライセンスを持参し、時間内に受付を行うこと。

※車検を受ける際には、車両申告書を持参して車両・装備の検査を受けなければならない。この際、非合法的な部分車検委員に発見されなかったとしても、後に車検委員に発見された場合は罰則の対象となる。

また、次のものは競技中に着用しなければならない。

★レーシングスーツ…CIK/FIA またはJAF 公認のもの

★フルフェイスヘルメット…JIS 規格C種相当品

★レーシングシューズとグローブ

2. ドライバースミーティング 8:30～8:50

3. 公式練習 9:00～9:30

4. 決勝 10:00～14:00

※その他のタイムスケジュールは、公式通知によって通知される。

第17条 公式練習 全てのドライバーは、公式練習に参加しなければならない。参加しないドライバーはレースに出走できない。

また、公式練習に使用するスリックタイヤは決勝レースで使うタイヤとする。それ以外のタイヤを使用したチームはレースから除外する。

第18条 グリッドの決定 スタートグリッドは受付順(ファックスの受信順)とする。

第19条 ローリング

1. スタートは1列でのローリングスタートとする。

2. 各チームは決められた時間までにバックストレート上のダミーグリッドに整列すること。

3. スタート1分前には、各チーム2人までの押しがけ補助員(登録ピットクルーまたは参加ドライバー)を残し、他の者はダミーグリッドより退去すること。

4. ローリングスタート開始後の押しがけ補助は最終コーナーまでとし、エンジンがかからなかった場合は一旦ピットへ車両を回収し、ピットスタートをすること

5. ローリング中に停止した車両は、自力またはオフィシャルの補助を得て再スタートをするか、ピットに回収してピットスタートをすること。

※ローリングに大きく遅れた場合は、ローリングの最後尾につくこと。

6. ローリング中、自分のポジションに戻るための追い越し、割り込みは最終コーナーまでとし、これ以降スタートラインまで追い越し禁止とする。

7. ローリング中にマシントラブル等でスピードを落とす場合は、後続車に合図を送り進路を譲ること。

第20条 スタート

1. ポールのドライバーがコントロールライン(橋の下の黄線)付近にさしかかった時に、青信号が点灯しレースがスタートとなる。青信号が点灯しなかった場合は、ローリングを続ける。

2. 最終コーナーから青信号が点灯するまでは加速してはならない。

3. ピットスタートとなった者は、ピット係員の指示に従ってスタートすること。

第21条 ピット作業

1. ピット作業はすべて白線内で行うこと。ピットロード上での作業は禁止する。

2. ピット作業は、登録されたピットクルーと参加ドライバーのみが行うものとし、その他の者が行うことは禁止する。

第22条 ピットイン回数

ピットインの回数は、8回以上とする

ピットストップ中はエンジンを停止すること。

第23条 走行周回数

全ての参加ドライバーはそれぞれ少なくとも15周を走行すること。

第24条 ピットサイン

ピットサインは、登録されたピットクルーと参加ドライバーのみが出すものとする。それ以外の者がピットロードに出たり、ピットサインを送ることは禁止する。

第25条 停止車両の処理

1. やむをえない場合を除き、レース中はコース上で停止してはならない。スピン、トラブルで停止した場合は、後続車に合図を送った後に自力で車両を安全な場所に移動すること。
2. 走行ライン上での押しがけは禁止する。
3. カートが走行不能になった場合、自力またはオフィシャルの補助を得てピットロード入口または出口までカートを移動し、その先は各自のピットまでは登録されたピットクルーと参加ドライバーが運ぶこと。回収に際しては安全を最優先とし、オフィシャルの指示に従うこと。回収方法に関する抗議は一切受け付けない。

第26条 給油

1. 給油は、容量5L以内のポリタンクによって行うこと。また、給油は1回のピットインにつき1回までとする。
2. 給油は、ピットの白線内で行い、その際ドライバーは車両より降りエンジンを止めた状態で行うこと。
3. 給油の際にピットや車両に燃料をこぼした場合は、完全にふき取ること。
4. 給油をする者は、登録されたピットクルーと参加ドライバーであり、かつガソリンの扱いを熟知していなければならない。

第27条 レースの中断

1. 事故、天候の急変などやむをえない事情によりレースを中断する場合、赤信号の点灯と共に各コーナーストにて赤旗が提示される。この場合、全ての車両は即座に徐行し、指示に従って停止すること。
2. 赤信号が点灯した時点で3時間を経過していた場合、レースは成立したものとし、そのまま終了する。この場合、順位は赤信号が点灯する直前の周回での順位とする。
3. 赤信号が点灯した時点で3時間を経過していなかった場合、赤信号が点灯する直前の周回での順位により再スタートする。再スタートに関しては、第19,20条と同じとする。
4. 停止した車両は、係員の指示があるまでは移動したり、作業したりしてはならない。また、ピットインしていた車両も係員の指示があるまではコースインしてはならない。

第28条 レースの終了

1. スタート後4時間を経過した後トップの車両がスタートラインを通過する時、または競技長が終了と判断した時点でチェッカーフラッグが振られる。
2. チェッカーフラッグが2分間振られた時点でレースは終了となる。チェッカーフラッグを受けた車両は徐行した後ピットインして車検場に入り、車検を受けること。
3. チェッカーフラッグが振られた時点で、ピットインしている車両のコースインは出来なくなる。
4. レースの完走者となるためには、最も多く周回したチームの70%以上(小数点以下四捨五入)を周回していなければならない。

第29条 車両保管と再車検

1. 走行終了後、全車両に対して重量測定と車両保管を行う。上位入賞車両に対しては、再車検を行う。
2. 車検長は、レースに参加した車両に対し検査を行う権限を持ち、ドライバーもしくはその代理人はその指示に従い速やかに車両の分解組み立てを行わなければならない。ただし、登録されたピットクルーと参加ドライバー以外は検査に立ち合う事は出来ない。
3. 車検に応じない場合は失格とする。
4. 車両保管解除後は、速やかに車両を引き取ること。

第30条 順位の決定

順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。同周回数の場合は、その周回を先に完了(フィニッシュラインを通過)したドライバーを優先する。

1. チェッカーフラッグを受けた完走者
2. チェッカーフラッグを受けない完走者
3. 不完走者

第4章 走行に関する事項

第31条 走行中の遵守事項

1. いかなる場合も、コースの逆走、ショートカット、蛇行運転をしてはならない。違反した場合、やむをえない場合を除き失格とする。ただし、カートスタンドに乗せて移動する場合は除く。
2. ドライバーのサインは下記のとおりとする。
 - 1) コース上で停止した場合は、両手を大きく頭上に上げて後続車に知らせた後、カートをコース外の安全な場所に移動する。
 - 2) ピットイン、ピットアウトの際は、片手を大きく上げて合図する。
 - 3) スローダウンする場合は、片手を頭上に大きく上げる。
 - 4) ミススタートの旗が提示された場合は片手を頭上に大きく上げ、元のポジションに戻りローリングする。
3. ピットロードは常に最徐行しなければならない。
4. いかなる場合でもヘルメット、スーツ、グローブ、シューズを着用しなければならない。
5. ペナルティーは以下のとおりとし、チーム全体に課されるものとする。
 - ・危険行為⇒失格
 - ・車両違反⇒失格
 - ・他車への妨害行為⇒警告の後失格
 - ・ピットロード徐行違反⇒1周減算
 - ・給油方法、給油量に関する違反⇒1周減算
 - ・服装違反⇒1周減算
 - ・非登録者によるピット作業⇒1周減算
 - ・黄旗、青旗無視⇒1周減算
 - ・指定エリア外でのピット作業またはドライバー交代⇒1周減算
 - ・走行周回数が15周末満のドライバーがいる場合→1人につき1周減算
 - ・上記以外のペナルティーに対しては競技長が決定するものとする

第32条 リタイヤ リタイヤする場合は、コントロールタワー2階の大会事務局までリタイヤ届けを提出しなければならない。

第5章 レースの中止・変更

第33条 レースの中止

1. 主催者は、やむをえない事情が生じた場レースを中止したり内容を変更したりすることが出来る。
2. 全ての参加者は、レースの中止や変更に関して抗議をしたり、損害の賠償を請求することは出来ない。

第6章 参加者の遵守事項

第34条 ピットゼッケン

1. ピットクルーにはピットゼッケンが配布される。ピット作業をする者は、必ず着用しなければならない。
2. ピットゼッケンは登録された者以外が使用することは出来ない。
3. ピットゼッケンを紛失した場合は、事務局にて再交付を受けること。この際手数料3,000円を支払うこと。

第35条 ピットの使用

1. ピットは大会事務局より指定された場所を使用すること。ピットの場所を交換する場合は、互いのチーム代表が了承した場合に限る。
2. ピット内は火気厳禁とし、飲酒および他の参加者の迷惑となる行為は慎むこと。
3. ピット内での行為に関しても、罰則の対象となる場合がある。

第7章 賞典

第36条 表彰 上位3チームに正賞および副賞を授与する。特別賞に関しては、公式通知にて示す。

第8章 その他の事項

第37条 主催者の権限 主催者は次の権限を有するものとする。

1. 主催者は、理由を示すことなくドライバーもしくはピットクルーの参加を拒否することができる。
2. 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
3. やむをえない事情により、大会プログラムに記載されていないドライバーの登録または変更について許可する権限を有する。
4. 全ての参加者、ドライバー、ピットクルーおよび参加車両の画像・音声の報道・出版・放送に関する権利を有する。
5. 本特別規則書に記載されていない事項を、公式通知にて示すことができる。

第38条 損害の賠償 1. 参加者は参加車両およびその付属品ならびにサーキット施設、機材、器具に対する補償の義務を負う。
2. 全ての参加者は、コースの所有者、主催者、および大会役員が一切の損害賠償を免除されていることを了承しなければならない。
3. すべての参加者は大会中に起こった事故による死亡、負傷、損害については各個人の責任とし、大会役員、係員、他の参加者を非難したり、責任を追及したり、損害賠償を要求してはならない。

第39条 本規則の解釈 規則ならびに競技の詳細に関する疑義については、事務局宛に質疑申し立てができる。この回答は、大会事務局の決定を最終的のものとして示される。

第40条 保険金に関する事項

ドライバーおよびピットクルーは有効な保険加入の義務があり、規定を満たしていない者は参加できない。
尚、主催者は大会参加者に対し下記の保険を適用する。

«死亡・後遺障害» 200万円
«入院» 日額 3,000円
«通院» 日額 2,000円

第41条 車両規定他

エンジン	フレーム	タイヤ	最低重量	年齢・ライセンス
YAMAHA KT100SD KT100SC KT100SEC ※登録3台まで	一般市販品 (Fブレーキ不可) ※登録2台まで	《スリック》 ユニリー(1セット支給) ※登録2セットまで 《レイン》 BS/SL94 YH/SL03 MOJO/W2 ※登録2セットまで	平均 150kg以上 最低 135kg以上	中学生以上 2019年度なソニックパークコースライセンス、JAFカートライセンス、SLメンバーズカードのいずれかが必要

◇重量は全ドライバーの平均とします。また、極端な速度差を避けるため、どのドライバーも135kgを下回らないようにして下さい。

◇チャンバーはメーカー純正のみ使用可能です。

◇ゼッケンプレートは前後に付けてください。ゼッケンベースは黄色か白です。他の色は使用できません。ゼッケンやセンサーの欠損・脱落等で周回数が正確にカウントされなくても、周回数の修正は行いません。

◇チェーングリス等の給油装置の装着はできません。無線、飲料用ボトルの装着は可とします。